

## 「マザーレイク21計画」が流域水循環計画として認定されたこと について

水循環基本法に基づき、水循環に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、国により水循環基本計画が定められました。(H27 7/10 閣議決定)

この度、同計画に基づき、流域ごとの流域マネジメントを推進するための流域水循環計画として、国(内閣官房水循環政策本部事務局)により、「マザーレイク21計画」が認定され、プレスリリースおよびホームページでの公表が行われました。

滋賀県として、マザーレイクフォーラム運営委員会、市町、県民等と協力して、健全な水循環に向けて、更なる取組を進めてまいります。

### 1 水循環基本法および水循環基本計画とは

水循環基本法は、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、健全な水循環を維持・回復させ、我が国経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的に制定されました。(H26 7/1 施行)

この水循環基本法に基づき、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成27年7月に、国により、水循環基本計画が定められました。

### 2 流域水循環計画とは

流域マネジメントの基本方針等を定めたものです。

流域水循環計画においては、

- ①現在及び将来の課題
- ②理念や将来目指す姿
- ③健全な水循環の維持又は回復に関する目標
- ④目標を達成するために実施する施策
- ⑤健全な水循環の状態や計画の進捗状況を表す指標

等を地域の実情に応じて段階的に設定するものとされています。

なお、社会資本整備総合交付金および防災・安全交付金の配分に当たって、流域水循環計画に基づき実施される事業を含む整備計画である場合には、一定程度配慮されることとなっております。

### 3 認定までの経過

国は、水循環基本計画に基づき、流域水循環計画の策定等による流域マネジメントを推進しており、全国の自治体等に対し、流域水循環計画に該当すると考えられる計画等（既存の計画を含む）についての情報提供依頼がありました。

これを受けて、滋賀県より、琵琶湖流域の総合的な保全・整備計画である「マザーレイク 21 計画」を情報提供したところ、国において認定され、12月7日に、国において公表されました。

### 4 今後の展開

国の水循環基本計画に基づく流域水循環計画として認定されたことで、「マザーレイク 21 計画」による琵琶湖の保全・再生の取組が、国のホームページや、国の「流域マネジメントの手引き」等で、広く全国に紹介される予定です。

滋賀県として、「マザーレイク 21 計画」や、平成 29 年 3 月に策定した琵琶湖保全再生計画、さらにはこの 2 月議会に上程予定の滋賀県環境総合計画等の取組を通じて、滋賀県の健全な水循環の推進に努めてまいります。

#### 【添付】

- ・国（内閣官房水循環政策本部事務局）プレスリリース
- ・国のホームページに掲載されているマザーレイク 21 計画
- ・国のホームページに掲載されている流域水循環計画の全国での認定状況
- ・マザーレイク 21 計画（琵琶湖総合保全整備計画）の概要

平成 30 年 12 月 7 日  
内閣官房

## 新たに5計画を「流域水循環計画」に認定しました

～ 滋賀県と鹿児島県では初の認定！ 35 計画になりました～

内閣官房水循環政策本部事務局(以下、「水循環事務局」という。)では、全国から情報提供のあった水循環に関する計画のうち、長野県、滋賀県、鹿児島県(2)、高知市の5計画を「流域水循環計画」と認定しました。

- 水循環事務局では、健全な水循環のための流域マネジメントの普及と活動の活性化を図るため、全国各地において策定されている水循環に関する計画等の内容を確認し、「流域水循環計画」として認定・公表しています。
- 今般、情報提供のあった計画について、流域水循環アドバイザー\*の意見等を踏まえ確認したところ、次の5つの計画が「流域水循環計画」に該当すると認められました。これにより、「流域水循環計画」は 35 計画となりました。
  - ・ 諏訪湖創生ビジョン 【長野県】
  - ・ 琵琶湖総合保全整備計画(マザーレイク21計画(第2期改定版)) 【滋賀県】
  - ・ 鹿児島湾ブルー計画 【鹿児島県】
  - ・ 第4期池田湖水質環境管理計画 【鹿児島県】
  - ・ 2017鏡川清流保全基本計画 【高知市】
- 平成30年度より、国土交通省の社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の配分に当たっての事業横断的な配慮事項の対象として、この「流域水循環計画」に基づき実施される事業を含む整備計画が位置づけられています。これら交付金の活用により、全国各地における「健全な水循環の維持・回復」に向けた取組の一層の推進が期待されます。

※水循環政策本部事務局が流域マネジメントの取組を進めるにあたり、様々な視点から助言をいただくために依頼している学識者

東京大学 国際高等研究所サステナブルイノベーション学連携研究機構	沖 大幹 教授
愛媛大学大学院 農学研究科	武山 絵美 教授
筑波大学 生命環境系	辻村 真貴 教授
東京学芸大学 環境教育研究センター	吉富 友恭 教授

(添付資料1) [平成30年12月公表] 流域水循環計画に該当する計画概要

(添付資料2) 「流域水循環計画」の公表(H29.1~H30.12公表分)



### 【問い合わせ先】

内閣官房水循環政策本部事務局 加納、東郷、酒井

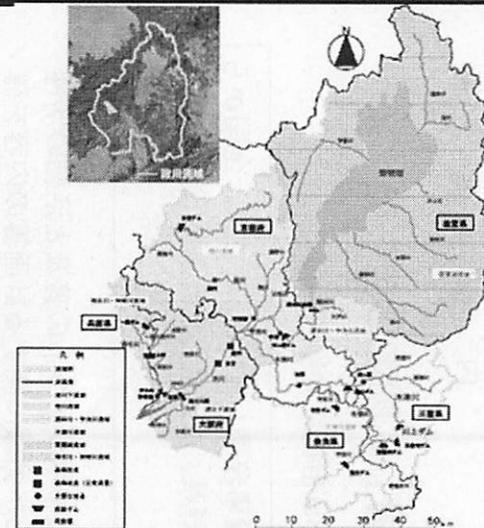
電話：03-5253-8389(直通)

水循環政策本部 HP

URL：[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/mizu\\_junkan/](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/mizu_junkan/)

# 「平成30年度 水循環に関する計画等の情報提供」における計画概要 (5)

計画名	琵琶湖総合保全整備計画 (マザーレイク21計画<第2期改定版>)(平成23年10月)		
提出機関名	滋賀県	対象地域	琵琶湖流域
メイン課題	水環境		
計画概要	日本最大の湖であり近畿圏の貴重な水資源である琵琶湖を、健全な姿で次世代に継承していくため、「琵琶湖と人との共生」を基本理念として、琵琶湖の総合的な保全に取り組む計画		
計画の特徴	計画目標として「琵琶湖流域生態系の保全・再生」と「暮らしと湖の関わり再生」の2つを柱に位置付け、各施策に取り組むとともに、多様な主体が参画するマザーレイクフォーラムにおいて計画の進行管理を行うこととしている		



計画対象地域(琵琶湖流域)

【実施体制】		マザーレイクフォーラム
地方公共団体	都道府県	○
	政令指定都市	-
	市区町村	○
国の地方支分部局		-
有識者		○
事業者		○
団体(NPOなど)		○
住民		○
その他( )		-

**マザーレイク21計画の進行管理**

Plan (策定計画の策定、計画に反映) → Do (施策・行進による事業や施策、評価の実施) → Check (円卓会議運営委員会、学術フォーラム) → Action (評価を受けた施策・計画の再評価、関係主体の取組の調整への貢献)

**マザーレイクフォーラム**  
多様な主体が評価・提言を行う円卓会議と分都・地域別フォーラム

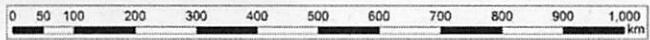
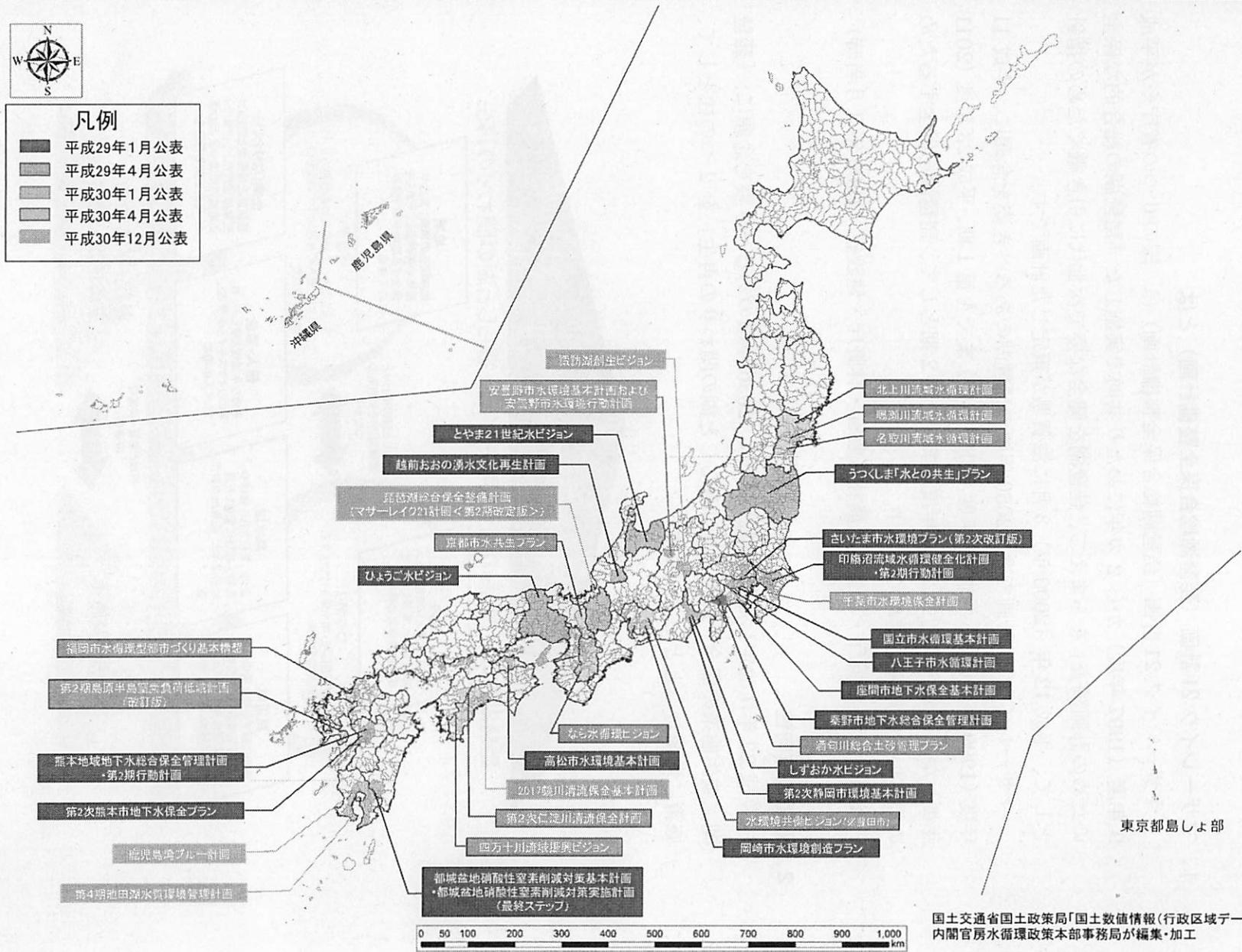
「思い」と「課題」によってゆるやかにつながるプラットフォーム機能  
対議の課題を認識することにより、地域が分野を超えたつながりが生まれ、新たな活動へと発展していく。

地域フォーラム (滋賀県議会などによる地域別の企画、推進活動)  
流域フォーラム (県レベルでの学識者の交流、推進活動)

# 「流域水循環計画」の策定状況



- 凡例**
- 平成29年1月公表
  - 平成29年4月公表
  - 平成30年1月公表
  - 平成30年4月公表
  - 平成30年12月公表



国土交通省国土政策局「国土数値情報(行政区域データ)」をもとに  
内閣官房水循環政策本部事務局が編集・加工

## マザーレイク 21 計画（琵琶湖総合保全整備計画）の概要

## 1. マザーレイク 21 計画（琵琶湖総合保全整備計画）とは

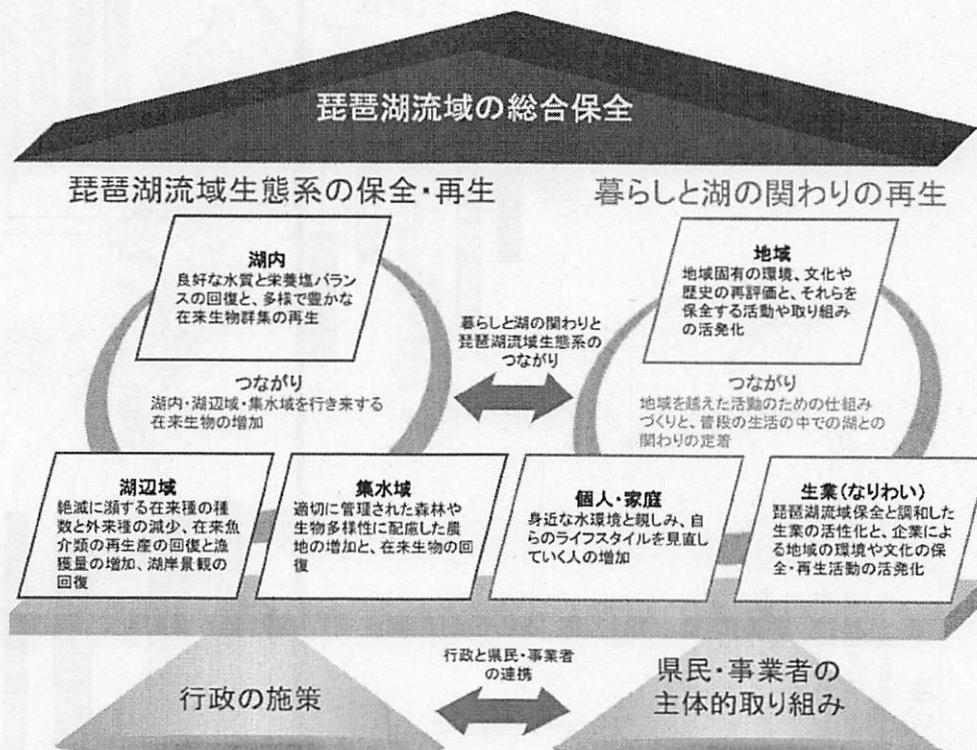
マザーレイク 21 計画（琵琶湖総合保全整備計画）は、国の 6 つの省庁※が平成 9 年度（1997 年度）から 2 カ年にわたり共同で実施した「琵琶湖の総合的な保全のための計画調査」をふまえて、琵琶湖を健全な姿で次世代に引き継ぐための指針として、平成 12 年（2000 年）3 月に滋賀県が策定した計画です。

マザーレイク 21 計画では、2050 年頃の琵琶湖のあるべき姿を念頭に、平成 11 年度（1999 年度）から平成 22 年度（2010 年度）までを第 1 期、平成 23 年度（2011 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までを第 2 期として、琵琶湖を保全するための幅広い取り組みを進めています。

※国土庁・環境庁・厚生省・農林水産省・林野庁・建設省（1999 年 3 月当時）

## 2. 取組の方向性

平成 23 年に改定した第 2 期計画では、2050 年頃のあるべき姿を念頭に、「琵琶湖流域生態系の保全・再生」と「暮らしと湖の関わりの再生」を 2 つの柱として、施策に取り組むこととしています。



### 3. 計画の目標

計画では、琵琶湖とその集水域全体を一つの系（システム）として捉え、森から里へ、そして湖へと流れていく水がもたらす様々な恵みが、安定して持続的にもたらされるよう、「琵琶湖流域生態系の保全・再生」に一体的に取り組むこととしています。この取組に当っては、琵琶湖流域を「湖内」「湖辺域」「集水域」の3つの場に分け、それらの「つながり」と合わせてそれぞれに目標と指標を設定しています。

また、琵琶湖流域生態系の保全・再生のためには、湖への関心や理解を深め、自分自身の暮らしのありようを見直し、ライフスタイルを変えることが必要であることから、第2期計画では新たな「暮らしと湖の関わりの再生」を位置づけています。この取組に当っては、「個人・家庭」「生業（なりわい）」「地域」の3つの段階に分け、それらの「つながり」と合わせてそれぞれに目標と指標を設定しています。

### 4. 計画の進行管理

計画の進行管理では、状況に応じ、施策の内容だけでなく、目標や指標も修正を加える「順応的管理」の手法を取り入れています。計画の評価段階では、目標の達成状況について、指標と施策(事業)の進捗状況から、複層的な評価を行っています。その際の多様な主体の参画の場となるのが「マザーレイクフォーラム」です。

マザーレイクフォーラムは、県民、事業者、専門家、市町、県などの様々な立場の人たちが、琵琶湖を守りたいという共通の「思い」と「課題」によってゆるやかにつながると同時に、みんなで計画の進行管理を行う場です。

